西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◇ 条 例	ページ
0	北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例【総務局人事部人事課】	
0	北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	1 1
0	北九州市印鑑条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局市民総 務部戸籍住民課】	1 5
0	北九州市介護保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局地域福祉部 介護保険課】	1 6
0	障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関 する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画	, ,
0	課】 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及 び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害	2 0
0	福祉部障害者支援課】 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に 関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部障害者支援	2 1
0	課】 北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意	2 2
0	入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医	2 4
0	療部保険年金課】 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する	2 5
0	条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に	2 8
	関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部保育課 】	2 9
0	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改 正する条例【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】	3 C
0	北九州市漁港管理条例及び北九州市風致地区条例の一部を改正する条 例【産業経済局農林水産部水産課】	3 2

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例【建築都市局住宅部住宅管 理課】	3 3
北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例等の一部を改正する条例【上下水道局総務経営部総務課】	3 4
北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	
	3 5
北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改止する条例【消防局 警防部消防団課】	3 6
北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例【市議会事務局議事課	
1	3 7
◇規則	
北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福 祉局地域福祉部介護保険課】	3 9
北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉 局健康医療部保険年金課】	4 0
北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築都市局住宅部は宅管理課】	11
	理課】 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例等の一部を改正する条例【上下水道局総務経営部総務課】 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例【消防局警防部消防団課】 北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例【市議会事務局議事課】 ◇ 規 則 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部保険年金課】

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

市長公室を新設する等のため、関係規定を改めることにしました。 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、条例において引用する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の題名を改めることにしました。
- 2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式 特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額 を改定することにしました。
- 3 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可を受けた者の高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査に係る手数料を、1件につき6,000円に引き下げることにしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

コンビニエンスストア等に設置されている通信端末機器による印鑑登録証明 書の交付に係る手数料を減額する特例の適用期限を、令和7年3月31日まで 延長することにしました。

この条例は、令和6年3月26日から施行することにしました。

◇北九州市介護保険条例の一部を改正する条例

- 1 令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を次のとおり定めることに しました。
 - (1) 介護保険料の所得段階が第1段階の者 35,970円
 - (2) 介護保険料の所得段階が第2段階の者 50,200円
 - (3) 介護保険料の所得段階が第3段階の者 54,550円
 - (4) 介護保険料の所得段階が第4段階の者 71,160円
 - (5) 介護保険料の所得段階が第5段階の者 79,070円
 - (6) 介護保険料の所得段階が第6段階の者 86,970円
 - (7) 介護保険料の所得段階が第7段階の者 90,930円
 - (8) 介護保険料の所得段階が第8段階の者 94,880円
 - (9) 介護保険料の所得段階が第9段階の者 98,830円
 - (10) 介護保険料の所得段階が第10段階の者 118,600円
 - (11) 介護保険料の所得段階が第11段階の者 134,410円
 - (12) 介護保険料の所得段階が第12段階の者 150,230円
 - (13) 介護保険料の所得段階が第13段階の者 166,040円
 - (14) 介護保険料の所得段階が第14段階の者 181,860円
 - (15) 介護保険料の所得段階が第15段階の者 189,760円
- 2 指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査等に係る手数料を新設することにしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部を改正する条例

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正等に伴い、関係 規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 基本理念に次のとおり加えることにしました。
 - (1) 全て障害のある人が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域 にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに 円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。
 - (2) 全て障害のある人が取得する情報について、可能な限り、障害のない人が取得する情報と同一の内容の情報を障害のない人と同一の時点において取得することができるようにすること。
 - (3) 障害があることに加え、複合的な差別を受けやすい性的マイノリティについて、障害の状態のほか、状況等に応じた適切な配慮が求められること。
- 2 事業者は、事業を行うに当たり、障害のある人の権利利益を侵害すること とならないよう、合理的配慮をしなければならないことにしました。
- 3 市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うための事前措置として、環境の 整備を行うよう努めなければならないことにしました。
- 4 市は、専門相談員の育成を図ることにしました。 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営 の基準等に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児入所施設等の運営に関する基準に、障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行支援計画の作成を追加することにしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 指定障害者支援施設又は障害者支援施設は、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないことにしました。
- 2 指定障害者支援施設又は障害者支援施設は、利用者の施設等以外における 障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、必要な援助を行 わなければならないことにしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者 の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意人院者の症状等の報告に関する条例において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正は、次のとおりです。

- 1 退職者医療制度の廃止に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を、22万円から24万円に改めることにしました。
- 3 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を5割減額する所得基準に ついて、被保険者数等に乗ずる金額を、29万円から29万5,000円に 改めることにしました。
- 4 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を2割減額する所得基準について、被保険者数等に乗ずる金額を、53万5,000円から54万5,000円に改めることにしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立白銀保育所及び北九州市立陣原保育所を廃止することにしました

この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援 施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしまし た。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 特定教育・保育施設等は、利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項をインターネットの利用により公衆の閲覧に供しなければならないことにしました。
- 2 特定教育・保育施設等が書面等の交付又は提出に代えて行うことができる 電磁的方法による提供の範囲を拡大することにしました。

この条例のうち、1については令和6年4月1日から施行し、2については 同年3月26日から施行することにしました。

◇北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長は、自立支援計画の策定 に当たり入所中の児童等の意見又は意向を勘案することにしました。
- 2 児童福祉施設は、里親支援センターと連携し、児童等の指導及び家庭環境 等の調整を図ることにしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市漁港管理条例及び北九州市風致地区条例の一部を改正する条例

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、条例において引用する漁港漁場整備法の 題名を改めることにしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市営住宅条例の一部を改正する条例

同居し、又は同居しようとする親族がなくても入居することができる者に、 従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等を追加することにしま した。

この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等 の一部を改正する条例

地方公営企業法の一部改正に伴い、次に掲げる条例において引用する地方自 治法の条項ずれを改めることにしました。

- (1) 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
- (2) 北九州市交通事業の設置等に関する条例
- (3) 北九州市病院事業の設置等に関する条例
- (4) 北九州市公営競技事業の設置等に関する条例
- この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、条例において引用する同法等の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、令和6年3月26日から施行することにしました。

◇北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、公 務災害補償に係る補償基礎額を改めることにしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例の一部改正に伴い、総務財政委員会の所管のうち、市政変革推進室、秘書室、広報室、企画調整局、総務局及び財政局の所管に属する事項を市長公室、政策局、総務市民局及び財政・変革局の所管に属する事項に改め、教育文化委員会の所管のうち、市民文化スポーツ局の所管に属する事項を都市ブランド創造局の所管に属する事項に改め、建設建築委員会の所管のうち、建設局及び建築都市局の所管に属する事項を都市戦略局及び都市整備局の所管に属する事項に改めることにしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

- 1 所得の少ない第1号被保険者の令和6年度から令和8年度までの介護保険 料率を次のとおり定めることにしました。
 - (1) 介護保険料の所得段階が第1段階の者 22,530円
 - (2) 介護保険料の所得段階が第2段階の者 34、390円
 - (3) 介護保険料の所得段階が第3段階の者 54、160円
- 2 東日本大震災の被災者に係る居宅介護サービス費等の額の特例等を適用する期間を令和7年2月28日まで延長することにしました。
- 3 東日本大震災の被災者に係る介護保険料の減免の特例を適用する期間を令 和7年3月まで延長することにしました。

この規則は、1及び3については令和6年4月1日から施行し、2については同年3月1日から適用することにしました。

◇北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市国民健康保険条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正は、次のとおりです。

- 1 退職者医療制度の廃止に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する場合の所得基準 について、当該額の5割を減額する基準については被保険者等の数に乗ずる 金額を29万5,000円とし、2割を減額する基準については被保険者等 の数に乗ずる金額を54万5,000円とすることにしました。
- 3 低所得により保険料を減免する場合の所得基準について、被保険者等の数に乗ずる金額を29万5,000円とすることにしました。

この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市営住宅条例の一部改正に伴い、優先入居に係る規定を整備すること にしました。

この規則は、令和6年3月26日から施行することにしました。

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第5号

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例(昭和40年北九州市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条危機管理室の項の前に次のように加える。

市長公室

- (1) 秘書及び渉外に関する事項
- (2) 広報に関する事項
- (3) 重要事項の企画立案及び調査に関する事項

第1条中市政変革推進室の項、秘書室の項及び広報室の項を削り、同条企画調整局の項中「企画調整局」を「政策局」に改め、同項第1号中「、調査、立案」を削り、同条総務局の項中「総務局」を「総務市民局」に改め、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市民の生活に関する事項

第1条財政局の項中「財政局」を「財政・変革局」に改め、同項に次の2号を加える。

- (3) 市政変革に関する事項
- (4) 公共施設マネジメントに関する事項

第1条市民文化スポーツ局の項を削り、同条産業経済局の項第1号中「、観光」を削り、同項の次に次のように加える。

都市ブランド創造局

- (1) 都市ブランドの向上に関する事項
- (2) 観光に関する事項
- (3) 文化及びスポーツに関する事項

都市戦略局

- (1) 都市計画に関する事項
- (2) 住宅政策及び建築指導に関する事項

第1条建設局の項中「建設局」を「都市整備局」に改め、同項に次の1号を加える。

(2) 住宅及び建築に関する事項(他局の所管に属するものを除く。) 第1条建築都市局の項を削る。 付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(北九州市建築審査会条例の一部改正)

2 北九州市建築審査会条例(昭和38年北九州市条例第69号)の一部を次の ように改正する。

第7条中「建築都市局」を「都市戦略局」に改める。

(北九州市特別職議員報酬等審議会条例の一部改正)

- 3 北九州市特別職議員報酬等審議会条例(昭和39年北九州市条例第138号
 -) の一部を次のように改正する。

第6条中「総務局」を「総務市民局」に改める。

(北九州市開発審査会条例の一部改正)

4 北九州市開発審査会条例(昭和44年北九州市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条中「建築都市局」を「都市戦略局」に改める。

(北九州広域都市計画事業徳力土地区画整理事業施行規程の一部改正)

5 北九州広域都市計画事業徳力土地区画整理事業施行規程(昭和48年北九州 市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中「北九州市建築都市局内」を「北九州市都市戦略局内」に改める。(北九州市土地利用審査会条例の一部改正)

6 北九州市土地利用審査会条例(昭和49年北九州市条例第62号)の一部を 次のように改正する。

第7条中「建築都市局」を「都市戦略局」に改める。

(北九州市都市計画審議会条例の一部改正)

7 北九州市都市計画審議会条例 (平成12年北九州市条例第30号) の一部を 次のように改正する。

第7条中「建築都市局」を「都市戦略局」に改める。

(北九州市行政不服審査会条例の一部改正)

8 北九州市行政不服審査会条例(平成27年北九州市条例第47号)の一部を 次のように改正する。

第8条中「総務局」を「総務市民局」に改める。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第6号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例(平成12年北九州市条例第10号)の一部を次のよう に改正する。

別表第120号の5中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」 を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第12 0号の6及び第120号の7中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「の規定 に基づく」を「に規定する」に改め、同表第120号の8中「建築物のエネル ギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律」に、「の規定に基づく」を「に規定する」に、「建築物のエネ ルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表第120号の9中「の規定に 基づく」を「に規定する」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表 第126号中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「1,180,000 円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に 、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270, 000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5 5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同表 第140号の13中「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、「91,0 00円」の次に「(当該移動式製造設備について、液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第 1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6,000円) 」を、「75,000円」、「60,000円」、「44,000円」、「2 7,000円」、「21,000円」、「16,000円」、「13,000 円」、「11,000円」及び「7,400円」の次に「(当該移動式製造設 備について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37 条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6,0 00円)」を加え、同表第140号の17中「の規定に基づく」を「に規定す

る」に改め、「(昭和42年法律第149号)」を削る。 付 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 北九州市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第7号

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

北九州市印鑑条例(昭和38年北九州市条例第60号)の一部を次のように 改正する。

付則第3項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第8号

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例

北九州市介護保険条例(平成12年北九州市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度」を「令 和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「39、240円」を「35 ,970円」に改め、同項第2号中「54,930円」を「50,200円」 に改め、同項第3号中「58,860円」を「54,550円」に改め、同項 第4号中「70,630円」を「71,160円」に改め、同項第5号中「7 8,480円」を「79,070円」に改め、同項第6号ア及びイ以外の部分 中「86、320円」を「86、970円」に改め、同号イ中「又は第12号 イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号ア及 びイ以外の部分中「90、250円」を「90、930円」に改め、同号イ中 「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、 同項第8号ア及びイ以外の部分中「94,170円」を「94,880円」に 改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14 号イ」に改め、同項第9号ア及びイ以外の部分中「98,100円」を「98 , 830円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13 号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号ア及びイ以外の部分中「117, 720円」を「118,600円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「 、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号ア及びイ以 外の部分中「141、260円」を「134、410円」に改め、同号ア中「 400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ 、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第12号ア及びイ以外の部分中「 160,880円」を「150,230円」に改め、同号ア中「400万円以 上600万円」を「420万円以上520万円」に改め、同号イ中「部分を除 く。)」の次に「、次号イ又は第14号イ」を加え、同項第13号中「168 , 730円」を「189, 760円」に改め、同号を同項第15号とし、同項 第12号の次に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 166,040円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ 、前各号のいずれにも該当しないもの

- イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (14) 次のいずれかに該当する者 181,860円
 - ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ 、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第10条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

第12条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若 しくは第14号イ」に、「第12号まで」を「第14号まで」に改める。

別表中第22号を第24号とし、第21号を第23号とし、第20号を第2 2号とし、同表中

Γ

1件につき20,000円

同係1す2基着者申場いの第にの第つの第一での時間をはまりのではの時間には、のののでは、の時ではのののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでのでで、ののののので、

な

(19) 法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定に基

1件につき20,00円

同種のサービスに 係る法第78条の 12において準用 する法第70条の

1	1		1
	づく指定地域密着		2 第 1 項の規定に
	型介護予防サービ		基づく指定地域密
	ス事業者(事業所		着型サービス事業
	の所在地が市内の		者の指定の更新の
	場合に限る。)の		申請を同時に行う
	指定の更新の申請		場合は、徴収しな
	に対する審査		V,°
(20)	法第115条の2	1件につき3	次に掲げる場合は
	2第1項の規定に	0,000円	、徴収しない。
	基づく指定介護予		ア 同種のサービ
	防支援事業者(事		スに係る法第7
	業所の所在地が市		9条第1項の規
	内の場合に限る。		定に基づく指定
) の指定の申請(居宅介護支援事
	以下この号におい		業者の指定の申
	て「指定介護予防		請又は法第79
	支援事業者の指定		条の2第1項の
	の申請」という。		規定に基づく指
)に対する審査		定居宅介護支援
			事業者の指定の
			更新の申請を同
			時に行う場合
			イ 介護保険法施
			行規則(平成1
			1年厚生省令第
			3 6 号) 第 1 4
			0条の32第2
			項の規定の適用
			を受けた指定介
			護予防支援事業
			者の指定の申請
			を行う場合
(21)	法第115条の3	1件につき2	同種のサービスに
	1において準用す	0,000円	係る法第79条の
	る法第70条の2		2第1項の規定に

第1項の規定に基	基づく指定居宅介
づく指定介護予防	護支援事業者の指
支援事業者(事業	定の更新の申請を
所の所在地が市内	同時に行う場合は
の場合に限る。)	、徴収しない。
の指定の更新の申	
請に対する審査	

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(保険料率に関する経過措置)

2 改正後の北九州市介護保険条例の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第9号

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり に関する条例の一部を改正する条例

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例(平成29年北九州市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「性別による」を削り、「女性」の次に「又は性的マイノリティ(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められる者をいう。)」を加え、「性別、年齢又は状況」を「年齢、状況等」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 全て障害のある人が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域 にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに 円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。
- (8) 全て障害のある人が取得する情報について、可能な限り、障害のない人が取得する情報と同一の内容の情報を障害のない人と同一の時点において取得することができるようにすること。

第8条の見出し中「合理的配慮」の次に「及び環境の整備」を加え、同条第 1項中「市」の次に「及び事業者」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うための事前措置として、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、障害のある人の意思表示及び他人との意思疎通を支援する介助者の配置等の人的な支援措置、障害のある人の情報の取得、利用及び発信に係る利便性の向上に資する措置その他の必要な環境の整備を行うよう努めなければならない。

第10条の見出し中「設置」の次に「及び育成」を加え、同条中「市に」を 「市は」に、「置く」を「置き、その育成を図る」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第10号

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第3項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「。同項において「障害者総合支援法」という。」を削り、「障害福祉サービス」の次に「(第11条第1項及び第3項において「障害福祉サービス」という。)」を加え、同条第4項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第7条及び第8条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第11条第1項中「計画」の次に「及び障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画」を加え、同条第3項中「障害者総合支援法第5条第1項に規定する」を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

第11条に次の2項を加える。

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第11号

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準 等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例(平成24年北九州市条例第54号)の一部を次のように改正する。

- 4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない
- 5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指 定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定 の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設 以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し 、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要 な援助を行わなければならない。

第27条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者 の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第12号

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成19年北九州市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第13号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例(昭和42年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第10条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外 の部分中「一般被保険者 (法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以 下「退職被保険者等」という。) 以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る 」を削り、「保険料の額」を「基礎賦課額」に改め、「のうち一般被保険者に 係る額」を削り、同条第1号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を 削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「が行う国民健康 保険の一般被保険者に係るものに限り、県」を削り、同号カ中「(退職被保険 者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当 する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用 療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額 介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被 保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保 険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金 等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保 険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)」 を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中 「(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険 者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられ た法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて 同じ。)に係るものを除く。)」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規 定により読み替えられた」、「のうち一般被保険者に係る額」及び「並びに国 民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用 に係るものに限る。)」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条前段中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者について」を「被保険者について」に改め、同条後段を削る。

第11条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を「被保険者の」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第12条の2から第12条の4までを削る。

第13条中「又は第12条」及び「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第12条の基礎賦課額との合算額とする。第17条及び第18条において同じ。)」を削る。

第14条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者特定世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者の属する世帯であって特定月」を「特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)の属する世帯であって同日の属する月(以下このアにおいて「特定月」という。)」に、「一般被保険者特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者」を「特定継続世帯(特定同一世帯所属者」に、「おける一般被保険者」を「おける被保険者」に、「一般被保険者特定世帯の」を「特定世帯の」に、「一般被保険者特定継続世帯」を「特定世帯」に、同号ウ中「一般被保険者特定継続世帯」を「特定世帯」に改める。

第14条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「賦課額のうち一般被保険者に係る」を「賦課額のうち」に、「保険料の額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、「のうち一般被保険者に係る額」を削り、同条第1号中「に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「のうち一般被保険者に係る額」を削る。

第14条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条前段中「一般 被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改 め、同条後段を削る。

第14条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を「被保険者の」に改める。

第14条の5から第14条の8までを次のように改める。

第14条の5から第14条の8まで 削除

第14条の9中「又は第14条の5」及び「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合は、第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額

と第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び 第18条において同じ。)」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第14条の10の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者が」を「被保険者が」に、「一般被保険者特定世帯」を「特定世帯」に、「一般被保険者特定継続世帯」を「特定継続世帯」に改め、同号イ中「一般被保険者特定世帯」を「特定世帯」に改め、同号ウ中「一般被保険者特定継続世帯」を「特定継続世帯」に改める。

第14条の11第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号 イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第17条第1項及び第2項中「又は第12条」及び「又は第14条の5」を 削る。

第18条第1項から第3項までの規定中「若しくは第12条」及び「若しくは第14条の5」を削る。

第20条第1項中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同条第2項中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

第20条の3第1項中「第12条の3、」及び「、第14条の7」を削る。

第20条の4第1項各号列記以外の部分中「又は第12条」を削り、同項第1号中「又は第12条の2第1項」を削り、同項第2号中「第12条の3又は」を削り、同条第2項後段中「又は第12条」と」を「」と」に改め、「又は第14条の5」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、「又は第12条の2第1項」、「又は第14条の6第1項」、「第12条の3又は」及び「第14条の7又は」を削り、同条第3項後段中「又は第12条」と」を「」と」に改め、「又は第12条の2第1項」及び「第12条の3又は」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の 保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお 従前の例による。 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第14号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

Γ						
	JI .	<i>II</i>]]	神幸		
	下富野 "	町4番	2 0 号			<i>+</i> .
	II.	11	11	白銀		を
	白銀〃	二丁目	2番2	5 号		
Γ]	
·	II	"	"	神幸		に、
	下富野 //	町4番	2 0 号			<i>(</i> C ,
Γ						
	II	"	"	南八		
	黒崎 "	千代町	7番1	7 号		<i>ታ</i> 、
	JJ	"	<i>]]</i>	陣原		を
	陣原 "	三丁目	23番	9 - 2 0		
		1号				
Γ]	
	II	"	<i>II</i>	南八		に
	黒崎 "	千代町	7番1	7 号		/ C

改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する 条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第15号

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する 条例(平成26年北九州市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第24条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第36条第3項後段中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」 に改める。

第37条第3項後段中「第7条第2項中」の次に「「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加え、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る」と」を加える。

第51条前段中「第34条まで」の次に「(第27条を除く。)」を加える、

第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。第6項第2号において同じ。)」に改め、同条第6項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項第2号、第36条第3項後段、第37条第3項後段、第51条前段並びに第54条第2項第2号及び第6項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第16号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部 を改正する条例

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第17条各号列記以外の部分及び第31条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第34条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第36条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第39条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第42条中「当該」を「年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意 見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向、」に改 める。

第45条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」 に改める。

第50条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第60条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第64条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情 に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加え る。

第67条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第70条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第17条各号列記以外の部分、第31条、第39条、第50条及び第60条の改正規定並びに付則第2項及び第3項は、公布の日から施行する。

(北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

2 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 (平成26 年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

3 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第54号)の一部を次のように改正する。 第16条第1項第4号、第45条及び第50条第2項第1号中「厚生労働

大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

北九州市漁港管理条例及び北九州市風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第17号

北九州市漁港管理条例及び北九州市風致地区条例の一部を改正する条例

(北九州市漁港管理条例の一部改正)

第1条 北九州市漁港管理条例(昭和39年北九州市条例第34号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に 改める。

(北九州市風致地区条例の一部改正)

第2条 北九州市風致地区条例 (昭和45年北九州市条例第22号) の一部を 次のように改正する。

第6条第22号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する 法律」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第18号

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例

北九州市営住宅条例(平成9年北九州市条例第34号)の一部を次のように 改正する。

第7条第1項第2号アからクまで以外の部分中「一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する者」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められる者」に改め、同号ク(イ)中「第10条第1項(」を「第10条第1項又は第10条の2(これらの規定を」に改め、同号ク(ウ)中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項の婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項の女性相談支援センター」に改め、同号ク(エ)中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同号に次のように加える。

ケ 犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号) 第2条第2項に規 定する犯罪被害者等で同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に 居住することが困難となったと市長が認めるもの

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項第2号アからクまで以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第19号

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例(昭和41年北九州市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」 に改める。

(北九州市交通事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年北九州市条例第 57号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」 に改める。

(北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 北九州市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年北九州市条例第 58号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」 に改める。

(北九州市公営競技事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 北九州市公営競技事業の設置等に関する条例(平成29年北九州市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」 に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第20号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)の一部を次のように 改正する。

付則第6条の3中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の7第2項」に 、「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第21号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 北九州市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年北九州市条例第30号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。 別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を 「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」 に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた北九州市消防団員等公務災害補償条例第3条第1項に規定する公務災害補償(以下「公務災害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第2条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第22号

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市議会委員会条例(昭和51年北九州市条例第47号)の一部を次のように改正する。

「市政変革推進室の所管に属する事項 デジタル市役所推進室の所管に属する事項 秘書室の所管に属する事項

第2条総務財政委員会の項中 広報室の所管に属する事項

ム報室の所管に属する事項 企画調整局の所管に属する事項 総務局の所管に属する事項 財政局の所管に属する事項

「市長公室の所管に属する事項

デジタル市役所推進室の所管に属する事項

を 政策局の所管に属する事項

に改め、同条教育文化委員会

総務市民局の所管に属する事項

財政・変革局の所管に属する事項

の項中「市民文化スポーツ局」を「都市ブランド創造局」に改め、同条建設建築委員会の項中「建設局」を「都市戦略局」に、「建築都市局」を「都市整備局」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条の規定により設置された総務財政委員会、教育文化委員会又は建設建築委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、この条例の施行の日において、それぞれ改正後の第2条の規定により設置された総務財政委員会、教育文化委員会又は建設建築委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、北九州市議会委員会条例第3条第2項の規定にかかわらず、改正前の第2条の規定により設置された総務財政委員会、教育文化委員会又は建設建築委員会の委員の任期満了の日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第2条の規定により設置された総務財政

委員会、教育文化委員会又は建設建築委員会に付託されている事件は、改正 後の第2条の規定により設置された総務財政委員会、教育文化委員会又は建 設建築委員会に付託されたものとみなす。 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第11号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則 北九州市介護保険の実施に関する規則(平成12年北九州市規則第69号) の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1号中「23,540円」を「22,530円」に改め、同条第2号中「35,310円」を「34,390円」に改め、同条第3号中「54,930円」を「54,160円」に改める。

付則第3項前段中「令和6年2月29日」を「令和7年2月28日」に改める。

付則第4項中「令和6年3月」を「令和7年3月」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の改正 規定は、公布の日から施行し、同年3月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第12条の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までに おける保険料率については、なお従前の例による。 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第12号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 北九州市国民健康保険条例施行規則(昭和43年北九州市規則第41号)の 一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「(国民健康保険退職被保険者証を含む。)」を削る。。

第6条第1項中「、第12条の2」及び「、第14条の6」を削り、「一般被保険者、退職被保険者等」を「被保険者」に改め、「及び第12条の2」及び「及び第14条の6」を削り、同条第5項各号列記以外の部分及び第2号中「一般被保険者数、退職被保険者等数」を「被保険者数」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「、第12条」及び「、第14条の5」を削り、同項第2号ア及びイ以外の部分中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、「、第12条」及び「、第14条の5」を削る。第10条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 改正後の第1条第1項、第6条第1項及び第5項、第8条各項並びに第1 0条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令 和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月26日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第13号

北九州市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市営住宅条例施行規則(平成9年北九州市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する者」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められる者」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。